

東京電力に対する指導の内容

1 作業環境管理

- (1) 作業場所ごとに WBGT 測定器を設置すること等により、当該場所における熱中症のリスクを把握・評価の上、作業時間、休憩の頻度・時間、作業強度の変更等を行うこと。
* WBGT (Wet-Bulb Globe Temperature (湿球黒球温度)) 測定器は、気温、湿度のほか、風速、放射熱を考慮した暑熱ストレスの値を測定するもの。熱中症発生のリスクを把握できる。
- (2) 緊急作業に従事する者の人数、作業場所からの距離等も考慮の上、労働者の休憩に必要な冷房を備えた休憩施設を早急に増設すること。

2 作業管理

- (1) 一回の作業時間に上限を設定すること、日中の暑い時間帯を避け、早朝、夕方の比較的涼しい時間帯に作業を行うこと等、作業時間の設定に留意すること。
特に、熱中症による死亡災害が多い7月、8月の14時から17時の炎天下における作業について、事故収束に向けた工程に配慮しつつ原則として作業を行わない等、厳しい条件下での作業に十分に配慮した作業時間を設定すること。
- (2) 新たに緊急作業に従事する労働者等については、順化のための期間を設け、作業時間や休憩頻度、作業強度の調整を行う等、熱への順化に留意すること。
- (3) 作業管理者が、労働者に対し水分及び塩分を摂取するよう注意喚起するとともに、労働者の自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分を確実に摂取させ、チェック表を用いること等により個人ごとの健康状態を確認すること。
- (4) 身体を冷却する機能を有する作業着等の着用を徹底すること。
- (5) 作業場や休憩施設を巡視する者を選任して確認・指導を行わせ、対策が確実に実施されるよう徹底すること。

3 健康管理

- (1) 作業管理者が、作業開始前に、労働者の睡眠の状況、朝食の摂取、前日の飲酒、発熱や下痢等の体調等について、チェック表を用いること等により個人ごとに確認すること。
- (2) 糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の熱中症の発症に影響を与える恐れのある疾患の有無にも留意し、作業時間の制限等の適切な措置を講じること。

4 労働衛生教育

作業を管理する者に加え、労働者に対しても、被ばく防止のための教育とともに、熱中症の症状、予防方法、緊急時の措置等について教育を行うこと。また、緊急時の措置等、必要な事項について休憩施設等に掲示すること等により確実に周知すること。

5 救急処置

緊急作業に従事する労働者の熱中症の発生に備え、医師等への連絡、医務室等へ搬送、身体の冷却方法等の応急処置、病院等への搬送の手順等について、被ばく防止の観点も含めて作成し、救急処置が迅速に行われるよう医師、作業を管理する者等の関係者及び労働者に周知すること。

6 協力会社に対する指導・支援

協力会社に対する指導を行うとともに、労働衛生教育の実施、休憩施設の活用等に対し支援を行うこと。